

四日市市告示第 1 5 3 号

四日市市空き家取得活用補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

四日市市長 森 智 広

四日市市空き家取得活用補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市空き家取得活用補助金交付要綱（令和 6 年四日市市告示第 2 0 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（補助金交付変更の申請等） 第 9 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、リフォーム工事の内容、経費の配分その他事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき、又はリフォーム工事を中止しようとするときは、あらかじめ<u>四日市市空き家取得活用補助金交付変更・中止申請書（第 3 号様式）</u>にその内容が確認できる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。 2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における 20 パーセント以内の変更をいう。 3 市長は、第 1 項の<u>補助金交付変更・中止申請書</u>を受理したときは、<u>申請内容</u>を審査し、適当と認めたときは、第 8 条による決定を<u>変更又は中止し、四日市市空き家取得活用補助金交付変更・中止決定通知書（第 4 号様式）</u>により補助事業者へ通知する。	（補助金交付変更の申請等） 第 9 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、リフォーム工事の内容、経費の配分その他事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき、又はリフォーム工事を中止しようとするときは、あらかじめ<u>四日市市空き家取得活用補助金変更付申請書（第 3 号様式）</u>にその内容が確認できる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。 2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における 20 パーセント以内の変更をいう。 3 市長は、第 1 項の<u>補助金変更交付申請書</u>を受理したときは、<u>変更内容</u>を審査し、適当と認めたときは、第 8 条による決定を変更し、<u>四日市市空き家取得活用補助金変更交付決定通知書（第 4 号様式）</u>により補助事業者へ通知する。

第 2 号様式から第 4 号様式までを次のように改める。

第2号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市空き家取得活用補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市空き家取得活用補助金について、下記のとおり交付することと決定したので、四日市市空き家取得活用補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1. 空き家の所在地 四日市市

2. 交付決定額 円

3. 交付条件

- (1) 四日市市空き家取得活用補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。

（注意事項）

工事が完了したときは、完了した日から30日以内又は完了した日の属する年度の3月20日までのいずれか早い日までに、四日市市空き家取得活用補助金実績報告書を提出すること。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所

フリ ガナ
氏 名

電話番号 ()

四日市市空き家取得活用補助金交付変更・中止申請書

年 月 日付け 第 号 により交付決定を受けた四日市市空き家取得活用補助金について、下記のとおりその内容等を変更・中止したいので、四日市市空き家取得活用補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 空き家の所在地 四日市市
2. 申請の内容 変更 ・ 中止
3. 変更の内容（中止の場合は、記入不要）
4. 変更・中止の理由
5. 変更交付申請額 円
前回交付決定額 円
変更増減額 円
6. 添付資料
 - (1) 変更後の見積書の写し等、変更内容がわかる書類
 - (2) その他変更内容が判断できる書類
 - (3) 市長が必要と認める書類

第4号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市空き家取得活用補助金交付変更・中止決定通知書

年 月 日付けで変更・中止申請のあった四日市市空き家取得活用補助金については、四日市市空き家取得活用補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1. 空き家の所在地 四日市市

2. 申請の内容 変更 ・ 中止

3. 通知の内容

4. 変更交付決定額	円
前回交付決定額	円
変更増減額	円

5. 補助金の交付条件

- (1) 四日市市空き家取得活用補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市空き家取得活用補助金交付確定通知書

年 月 日付けで決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、四日市市空き家取得活用補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1. 空き家の所在地 四日市市

2. 交付決定額 円

3. 交付確定額 円

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(都市整備部都市計画課)